

決議案第1号

山崎祐一議員に対し、新聞報道にかかる市民への説明責任と陳謝を求める決議
新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、
この決議を別紙のとおり提出する。

平成30年3月19日提出

提出者	新城市議会議員	下江洋行
	〃	鈴木達雄
	〃	柴田賢治郎
賛成者	新城市議会議員	中西宏彰
	〃	小野田直美

理由

この案を提出するのは、本市議会として、山崎祐一議員に対し、本新聞報道に関し
市民に対する説明責任を果たすとともに、本会議において市民に対する陳謝を求める
必要があるからである。

山崎祐一議員に対し、新聞報道にかかる市民への説明責任と陳謝を求める決議

平成30年3月10日付け中日新聞（朝刊）において、「交付金を不適切申請」を見出しとする記事が掲載された。

本記事の内容は、地域自治区内の地域課題を市民自らが解決に向けて行う活動を市が支援する地域活動交付金制度において、市民団体の構成員である山崎祐一議員が弁済実態のない領収書を業者とのやりとりによって受け取ったとするものである。

新城市は、現在、第1次総合計画における第一の基本戦略に「市民自治社会創造」を掲げ、住民自治を強力に推進しており、その一環として各地域自治区における地域協議会では、毎年よりよい地域づくりに向けて、資金的な仕組みである「地域活動交付金」「地域自治区予算」について長い会議時間をかけて熱心な議論を交わし、その活用に意を注いできた。

このたび山崎祐一議員が行った行為は、こうした住民自治制度の根幹を揺るがしかねないものであるとともに、各地域協議会の真摯な努力と着実に実績を重ね展開されている各地域の取り組みの信頼性に大きく影響を及ぼすものであり、多くの市民の負託を受け市民全体の代表者であるべき議会人として、極めてあるまじき行為であると言わざるをえない。

よって、新城市議会は、山崎祐一議員に対して、本新聞報道に関し市民に対する説明責任を当人自らが果たすとともに、本会議における市民に対する陳謝を求めるものである。

以上、決議する。

平成30年3月19日

新 城 市 議 会